予定している基本料金の額	
提供（変更）を行う区域	
その他参考となる事項	

注１　電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法ごとに別葉とすること。
２　電気通信事業法施行規則第14条第３号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法については、同号イのうち、⑴、⑵又は⑶のいずれかによるものかを記載するとともに、当該基礎的電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。

３～６　［略］

様式第15の２（第22条の２第２項関係）

基礎的電気通信役務提供区域等報告書

［略］

電気通信事業法第25条第１項の基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第１号に規定する電気通信役務に代えて同条第３号又は第４号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第１項及び電気通信事業法施行規則第22条の２第２項の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する基礎的電気通信役務により提供する区域	
その他参考となる事項	

注１　電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する基礎的電気通信役務により提供する区域ごとに別葉とすること。
２　提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。

３　［略］
４　［略］

様式第18の５（第25条の５関係）

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる
卸電気通信役務の提供業務開始届出書

［略］

注１　「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第４の表の１から35までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。

［２～５　略］

様式第20の２（第27条の５第１項関係）

事業用電気通信設備の自己確認届出書

［略］

第42条第１項
第42条第２項

予定している基本料金の額	
提供（変更）を行う区域	
その他参考となる事項	

注１　電気通信事業法施行規則第14条第３号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法については、同号イのうち、⑴、⑵又は⑶のいずれかによるものかを記載するとともに、当該基礎的電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。

２～５　［同左］

様式第15の２（第22条の２第２項関係）

基礎的電気通信役務提供区域等報告書

［同左］

電気通信事業法第25条第１項の基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第１号に規定する電気通信役務に代えて同条第３号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第１項及び電気通信事業法施行規則第22条の２第２項の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第３号に規定する基礎的電気通信役務により提供する区域	
その他参考となる事項	

注１　提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。

２　［同左］
３　［同左］

様式第18の５（第25条の５関係）

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる
卸電気通信役務の提供業務開始届出書

［同左］

注１　「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第４の表の１から32までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。

［２～５　同左］

様式第20の２（第27条の５第１項関係）

事業用電気通信設備の自己確認届出書

［同左］

第42条第１項
第42条第２項